

食安輸発1111第1号  
平成22年11月11日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ニュージーランド産パースニップ及びその加工品)

平成22年度輸入食品等モニタリング計画については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号(最終改正:平成22年11月11日付け食安輸発1111第1号)に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、ニュージーランド産生鮮パースニップにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第1の2(輸出者(製造者)の欄を除く。)及び別表第1の3に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知等よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国	対象品目	検査項目	輸出者(製造者)
平成22年11月11日	ニュージーランド	パースニップ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(テブコナゾール)	NEW ZEALAND GOURMET HOLDINGS